



# 栃木県公報

令和4(2022)年  
4月15日(金)  
第296号

## 目 次

### 告 示

○有償頒布行政資料の売払代金の徴収事務の委託	533
○ふるさと“とちぎ”応援寄附金収納事務の委託	534
○指定納付受託者の指定	534
○土地改良区定款変更の認可	535
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律による住宅確保要配慮者居住支援 法人の指定	535

### 公 告

○土地改良区役員の退就任	535
○都市計画事業の施行	537
○同	537
○同	537

### 教育委員会

○令和5(2023)年度栃木県立中学校入学者選考要項	538
○令和5(2023)年度栃木県立高等学校入学者選抜要項	538
○令和5(2023)年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項	541

### 選挙管理委員会

○政治資金規正法第17条第2項の適用を受けた政治団体の公表	545
-------------------------------	-----

### 調達等公告

○随意契約に関する公示	545
-------------	-----

## 告 示

### 栃木県告示第228号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により令和4(2022)年4月1日付けで次のとおり物品売払代金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4(2022)年4月15日

栃木県知事 福田 富一

- 1 委託事務の内容  
有償頒布行政資料の売払代金の徴収事務
- 2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称
  - (1) 主たる事務所の所在地  
宇都宮市埴田1丁目1番20号
  - (2) 名称  
栃木県職員生活協同組合
- 3 委託期間  
令和4(2022)年4月1日から令和5(2023)年3月31日まで

(文書学事課)

栃木県告示第229号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により令和4(2022)年4月1日付けで次のとおりふるさと“とちぎ”応援寄附金の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4(2022)年4月15日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 委託事務の内容  
ふるさと“とちぎ”応援寄附金の収納事務
- 2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称
  - (1) 主たる事務所の所在地  
東京都中央区京橋二丁目2番1号
  - (2) 名称  
株式会社さとふる
- 3 委託期間  
令和4(2022)年4月1日から令和5(2023)年3月31日まで

II

- 1 委託事務の内容  
ふるさと“とちぎ”応援寄附金の収納事務
- 2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称
  - (1) 主たる事務所の所在地  
東京都港区海岸一丁目7番1号
  - (2) 名称  
SBペイメントサービス株式会社
- 3 委託期間  
令和4(2022)年4月1日から令和5(2023)年3月31日まで

栃木県告示第230号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4(2022)年4月15日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 指定納付受託者の主たる事務所の所在地及び名称
  - (1) 主たる事務所の所在地  
東京都港区海岸一丁目7番1号
  - (2) 名称  
SBペイメントサービス株式会社
  - (3) 指定をした日  
令和4(2022)年4月1日
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類  
ふるさと“とちぎ”応援寄附金
- 3 指定期間  
令和4(2022)年4月1日から令和5(2023)年3月31日まで

II

- 1 指定納付受託者の主たる事務所の所在地及び名称
  - (1) 主たる事務所の所在地  
東京都千代田区紀尾井町1番3号

- (2) 名称  
PayPay株式会社
- (3) 指定をした日  
令和4(2022)年4月1日
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類  
ふるさと“とちぎ”応援寄附金
- 3 指定期間  
令和4(2022)年4月1日から令和5(2023)年3月31日まで

(税務課)

栃木県告示第231号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4(2022)年4月15日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
小山市大谷東部土地改良区	令和4(2022)年4月5日
親園土地改良区	令和4(2022)年3月31日

(農地整備課)

栃木県告示第232号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第40条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和4(2022)年4月15日

栃木県知事 福田 富一

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
一般社団法人 心桜福祉会	栃木県那須塩原市共壘社150	栃木県那須塩原市共壘社150	令和4(2022)年4月1日

(住宅課)

**公 告**

○土地改良区役員の退就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4(2022)年4月15日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
西鬼怒川土地改良区	理 事		手塚 安則	宇都宮市今里町992		令和4(2022). 3.28
	〃		田口 利男	〃 中里町2174		〃

	理事		櫻井 一美	宇都宮市逆面町684		令和4 (2022). 3.28
城山 土地改良区	理事	金澤 誠		宇都宮市下荒針町2198	令和4 (2022). 1.29	
	〃	大柿 忠幸		鹿沼市栃窪115-3	令和4 (2022). 2.28	
石関 土地改良区	理事	福田 佳幸	福田 佳幸	矢板市石関1235	令和4 (2022). 3.31	令和4 (2022). 4.1
	〃	笹沼 新市	笹沼 新市	〃 〃 658-2	〃	〃
	〃	大塩 久勝	大塩 久勝	〃 〃 752	〃	〃
	〃	大氣 貞男	大氣 貞男	〃 〃 394-3	〃	〃
	〃	関谷 博	関谷 博	〃 〃 915-2	〃	〃
	〃	鈴木 勝	鈴木 勝	〃 〃 85	〃	〃
	〃	分田 勝俊	分田 勝俊	〃 〃 237-4	〃	〃
	〃	笹沼 雅一	笹沼 雅一	〃 〃 569	〃	〃
	〃	笹沼 和夫	笹沼 和夫	〃 〃 613	〃	〃
	〃	神山 住雄	神山 住雄	〃 〃 663-2	〃	〃
	〃	植木 清一	植木 清一	〃 〃 362	〃	〃
	〃	笹沼 貞美	笹沼 貞美	〃 〃 660-1	〃	〃
	監事	大氣 勝正		〃 〃 349	令和4 (2022). 3.31	
	〃	関谷 孝一	関谷 孝一	〃 〃 219-1	〃	令和4 (2022). 4.1
〃	岡崎 忠	岡崎 忠	〃 〃 1352-2	〃	〃	
〃		富川 薫	〃 〃 335		〃	
高根沢 土地改良区	理事	鈴木 芳典		高根沢町大字西高谷471	令和4 (2022). 3.31	
	〃	山崎 武夫		〃 〃 石末802	〃	
	〃		小堀 洋	〃 〃 西高谷507		令和4 (2022). 4.1
	〃		山崎 浩三	〃 〃 石末778		〃

(農地整備課)

## ○都市計画事業の施行

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

令和4（2022）年4月15日

栃木県知事 福田 富一

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
宇都宮都市計画道路事業3・3・901号おもちゃのまち下古山線
- 2 施行者の名称  
栃木県
- 3 事務所の所在地  
栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
栃木県下都賀郡壬生町大字安塚字鍋小路及び字拓生、おもちゃのまち五丁目、おもちゃのまち三丁目、大字壬生丁字六美、おもちゃのまち一丁目、幸町四丁目並びに幸町三丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

## ○都市計画事業の施行

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

令和4（2022）年4月15日

栃木県知事 福田 富一

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
宇都宮都市計画道路事業3・4・902号国谷駅前線
- 2 施行者の名称  
栃木県
- 3 事業所の所在地  
栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
栃木県下都賀郡壬生町至宝一丁目及び大字壬生丙地内
  - (2) 使用の部分  
なし

## ○都市計画事業の施行

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

令和4（2022）年4月15日

栃木県知事 福田 富一

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
那須塩原都市計画道路事業3・4・8号藤原西那須野線及び3・5・4号国道4号線
- 2 施行者の名称  
栃木県
- 3 事務所の所在地  
栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
- 4 事業地の所在

- (1) 収用の部分  
栃木県那須塩原市五軒町地内
- (2) 使用の部分  
なし

(都市整備課)

## 教育委員会

### 栃木県教育委員会告示第4号

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）第16条の規定により令和5（2023）年度栃木県立中学校入学者選考要項を定めたので、次のとおり公示する。

令和4（2022）年4月15日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

### 令和5（2023）年度栃木県立中学校入学者選考要項

令和5（2023）年度栃木県立中学校の入学者選考は、この要項の定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選考に関して必要な事項は、別に定める。

#### 1 入学志願資格

県立中学校に入学を志願することのできる者は、保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。）とともに県内に居住する者又は入学時に居住する見込みの者で、令和5（2023）年3月31日までに小学校若しくはこれに準ずる学校を卒業する見込みの者若しくは義務教育学校の前期課程を修了する見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

#### 2 募集定員

募集定員は、次のとおりとし、当該募集定員に対する男女の割合は、そのいずれかが60パーセントを超えないものとする。ただし、適性がある者を選定する際、男女いずれかの割合が40パーセントに満たない場合は、この限りでない。

栃木県立宇都宮東高等学校附属中学校	105名
栃木県立佐野高等学校附属中学校	105名
栃木県立矢板東高等学校附属中学校	70名

#### 3 通学区域

通学区域は、県内全域とする。

#### 4 出願

##### (1) 方法

入学志願者は、入学願書、在学している小学校若しくは義務教育学校又はこれらに準ずる学校の校長が作成する学習や生活の記録等を、入学を志願する県立中学校の校長に提出するものとする。

##### (2) 期間

令和4（2022）年11月28日（月）から同年12月1日（木）までとする。

#### 5 入学者の選考

##### (1) 方法

適性検査、作文及び面接の結果並びに学習や生活の記録を資料とし、6年間の中高一貫教育で学ぶ意欲、適性等があると総合的に判断される者を入学予定者として決定するものとする。

##### (2) 適性検査等の期日

適性検査、作文及び面接の期日は、令和5（2023）年1月7日（土）とする。

#### 6 入学予定者選考結果の通知

令和5（2023）年1月12日（木）に、入学予定者選考結果を受検者全員に発送する。

### 栃木県教育委員会告示第5号

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）第16条及び栃木県学校通信教育に関する規則

(昭和46年栃木県教育委員会規則第5号)第8条の規定により令和5(2023)年度栃木県立高等学校入学者選抜要項を定めたので、次のとおり公示する。

令和4(2022)年4月15日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

### 令和5(2023)年度栃木県立高等学校入学者選抜要項

令和5(2023)年度栃木県立高等学校の入学者選抜は、この要項の定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関して必要な事項は、別に定める。

#### 第1 全日制課程及び定時制課程について

##### 1 入学志願資格

高等学校に入学を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者で、原則として保護者とともに県内に居住する者とする。

- (1) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 令和5(2023)年3月31日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当し、又は令和5(2023)年3月31日までに該当する見込みの者

##### 2 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

##### 3 通学区域

通学区域は、県内全域とする。

##### 4 出願

- (1) 入学志願者は、全日制又は定時制の各課程ごとに1校1学科(系・科)に限り出願するものとする。ただし、第2志望又は第3志望まで認める場合については、別に定める。
- (2) 出願に要する書類の提出期間は、全日制課程については令和5(2023)年2月20日(月)及び同月21日(火)とし、定時制課程については同年3月14日(火)から同月16日(木)までとする。
- (3) 全日制課程に入学を志願した者は、出願に要する書類の提出後において、出願先の学校、学科、系及び科を令和5(2023)年2月24日(金)及び同月27日(月)に、1回に限り変更することができる。
- (4) 出願に要する書類は、在学又は出身の中学校、義務教育学校、中等教育学校又はこれらに準ずる学校の校長(以下「中学校等の校長」という。)を経由して志願先の高等学校の校長(以下「高等学校長」という。)に提出するものとする。ただし、中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した志願者は、志願者本人が直接志願先の高等学校長に提出するものとする。
- (5) 中学校等の校長は、入学志願者に係る調査書を志願先の高等学校長に提出するものとする。

##### 5 学力検査等

- (1) 学力検査は、全日制又は定時制の各課程ごとに、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)について行う。ただし、定時制課程において、出願者が満20歳以上の者(令和5(2023)年4月1日現在)については、高等学校長の判断により学力検査を行わず、作文をもってこれに代えることができるものとする。
- (2) 学力検査の期日は、全日制課程については令和5(2023)年3月8日(水)、定時制課程については同月20日(月)とする。
- (3) 全日制課程については別に定める学校・学科(系・科)において面接を実施し、定時制課程については原則として面接を実施する。
- (4) 実技検査については、別に定める学校・学科(系・科)において実施する。

##### 6 入学者の選抜

- (1) 高等学校教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。

(2) 入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績、さらに面接実施校及び実技検査実施校ではその結果等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を判定して行うものとする。

7 合格者の発表

合格者の発表は、全日制課程については令和5(2023)年3月14日(火)、定時制課程については同月24日(金)とする。

8 特色選抜

特色選抜については、次に定めるところにより行う。

(1) 入学志願資格

特色選抜を志願することのできる者は、前記1に該当し、かつ、志願する高等学校が示す資格要件を満たす者で、合格内定後、入学を確約できる者とする。

(2) 募集定員

特色選抜の定員の割合については、別に公示する学校・学科(系・科)の定員の30パーセント程度を上限とし、各学校・学科(系・科)ごとに定めるものとする。ただし、栃木県立小山南高等学校のスポーツ科は50パーセント程度とし、中高一貫教育に係る併設型高等学校については、募集定員から内部進学による入学内定者数を除いた定員の全部とすることができるものとする。なお、程度の範囲については、5パーセント以内とするが、別に定める全国から志願者を募集する学校・学科についてはこの限りでない。

(3) 出願

ア 全日制課程について出願するものとする。

イ 出願に要する書類の提出期間は、令和5(2023)年2月1日(水)及び同月2日(木)とする。

(4) 面接等

ア 全ての高等学校において、個人面接、集団面接及びこれらを併用するものうちから、各学校・学科(系・科)の特色に応じて選択したものを行う。

イ アに加えて、各高等学校は、高等学校長の判断により、作文、小論文及び学校独自検査(高等学校が独自に設定した学校作成問題、口頭試問、実技等の検査をいう。以下同じ。)のうちから、各学校・学科(系・科)の特色に応じたものを選択して行う。

ウ 面接等の期日は、令和5(2023)年2月8日(水)及び同月9日(木)とする。ただし、面接等を実施する日が一日である高等学校においては、同月8日(水)とする。

(5) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書、志願理由書等、面接の結果、各高等学校が必要と認めて実施する作文、小論文及び学校独自検査の結果等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を判定して行うものとする。

(6) 合格内定者の発表

合格内定者の発表は、令和5(2023)年2月14日(火)とする。

9 フレックス特別選抜

フレックス特別選抜については、栃木県立学悠館高等学校において、次に定めるところにより行う。

(1) 入学志願資格

前記1に準ずる。

(2) 募集定員

フレックス特別選抜の定員の割合は、募集定員の50パーセント程度とする。なお、程度の範囲については、5パーセント以内とする。

(3) 出願

ア 定時制課程について出願するものとする。

イ 出願に要する書類の提出期間は、令和5(2023)年2月24日(金)及び同月27日(月)とする。

(4) 面接等

ア フレックス特別選抜においては、学力検査を行わず、面接及び作文をもってこれに代えるものとする。



る。

イ フレックス特別選抜の期日は、令和5(2023)年3月8日(水)とする。

(5) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書、志願理由書、面接及び作文の結果等を資料として行うものとする。

(6) 合格者の発表

合格者の発表は、令和5(2023)年3月14日(火)とする。

10 中高一貫教育に係る併設型高等学校の入学者の選抜

中高一貫教育に係る併設型高等学校の入学者の選抜については、特例を別に定める。

11 海外帰国者・外国人等の入学者の選抜

海外帰国者・外国人等の入学者の選抜については、特別の措置を別に定める。

第2 通信制課程について

1 入学志願資格

入学を志願することのできる者は、栃木県の区域内に住所を有する者(特別の事由のある者については、この限りでない。)のうち、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

(2) 令和5(2023)年3月31日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

(3) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当し、又は令和5(2023)年3月31日までに該当する見込みの者

2 出願

出願に要する書類の提出期間は、令和5(2023)年3月14日(火)から同月17日(金)まで、同月20日(月)、同月22日(水)から同月24日(金)まで、同月27日(月)とする。

3 面接等

(1) 学力検査を行わず、面接等をもってこれに代えるものとする。

(2) 面接等の期日は、令和5(2023)年3月21日(火)又は同月28日(火)のいずれかとする。

4 入学者の選抜

(1) 高等学校教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。ただし、通信制課程の教育課程を履修できる見込みのない者を除く。

(2) 入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、面接の結果等を資料として行うものとする。

5 合格者の発表

合格者の発表は、令和5(2023)年3月29日(水)とする。

(高校教育課)

栃木県教育委員会告示第6号

県立学校管理規則(昭和32年栃木県教育委員会規則第2号)第16条の規定により令和5(2023)年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項を定めたので、次のとおり公示する。

令和4(2022)年4月15日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

令和5(2023)年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項

令和5(2023)年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜は、この要項の定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関して必要な事項は、別に定める。

第1 高等部の入学者選抜について

1 栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園

(1) 入学志願資格

栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に掲げる障害の程度が軽度の知的障害者のうち、公共交通機関等により自力通学が可能な者であり、かつ、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 令和5(2023)年3月31日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当し、又は令和5(2023)年3月31日までに該当する見込みの者

(2) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

(3) 出願

ア 出願は、県立学校(栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園及び高等学校)を通じて1校とする。

イ 出願に要する書類

(ア) 入学願書

(イ) 受検票

(ウ) 障害があることを証明する書類

(エ) 栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園志願理由書

(オ) 調査書(中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した場合にあっては、志願理由書)

ウ 出願の手続

(ア) 出願に要する書類の提出期間は、令和5(2023)年2月1日(水)及び同月2日(木)とする。

(イ) 志願者は、イの(ア)~(エ)の書類を在学又は出身の中学校、義務教育学校、中等教育学校又はこれらに準ずる学校の校長(以下「中学校等の校長」という。)に提出し、中学校等の校長は、提出されたものにイの(オ)の書類を添えて、栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園の校長に提出するものとする。

(ウ) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した志願者は、志願者本人がイの書類を栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園の校長に直接提出するものとする。

(4) 学力検査等

ア 学力検査

学力検査は、国語及び数学について行う。

イ 作業能力検査

ウ 面接

(5) 学力検査等の期日及び会場

学力検査等の期日は、令和5(2023)年2月8日(水)とし、会場は、栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園とする。

(6) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績、作業能力検査の結果、面接の結果等を資料として行うものとする。

(7) 合格者の発表

合格者の発表日は、令和5(2023)年2月14日(火)とする。

2 特別支援学校の高等部(栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園及び盲学校の高等部専攻科を除く。)

(1) 入学志願資格

特別支援学校の高等部に入学を志願することのできる者は、障害の程度が学校教育法施行令第22条の

3の表に掲げる程度の者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 令和5(2023)年3月31日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当し、又は令和5(2023)年3月31日までに該当する見込みの者

(2) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

(3) 出願

ア 出願は、県立学校(特別支援学校及び高等学校)を通じて1校とする。

イ 出願に要する書類

(ア) 入学願書

(イ) 受検票

(ウ) 障害があることを証明する書類

(エ) 調査書(中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した場合にあっては、志願理由書)

ウ 出願の手続

(ア) 出願に要する書類の提出期間は、令和5(2023)年2月20日(月)及び同月21日(火)とする。

(イ) 志願者は、イの(ア)~(ウ)の書類を中学校等の校長に提出し、中学校等の校長は、提出されたものにイの(エ)の書類を添えて、志願先の特別支援学校の校長に提出するものとする。

(ウ) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した志願者は、志願者本人がイの書類を志願先の特別支援学校の校長に直接提出するものとする。

(4) 学力検査等

ア 学力検査

(ア) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)について行う。

(イ) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の学力検査は、国語及び数学について行う。

イ その他必要な検査

ウ 面接

エ 志願先の特別支援学校の校長は、特別な事情があると認めたときは、学力検査その他必要な検査及び面接の一部を免除することができる。

(5) 学力検査等の期日及び会場

学力検査等の期日は、令和5(2023)年3月8日(水)とし、会場は、志願先の特別支援学校とする。

(6) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績その他必要な検査の結果、面接の結果等を資料として行うものとする。

(7) 合格者の発表

合格者の発表日は、令和5(2023)年3月14日(火)とする。

(8) 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

特別の事情により受検できなかった者の入学者選抜については、別に取り扱うものとする。

3 盲学校の高等部専攻科

(1) 入学志願資格

盲学校の高等部専攻科に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる障害の程度の視覚障害者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 令和5(2023)年3月31日までに高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校(以下「高等学校等」という。)を卒業し、又は卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当し、又は令和5(2023)年3月31日までに該当する見込みの者

(2) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

(3) 出願

ア 出願に要する書類

(ア) 入学願書

(イ) 受検票

(ウ) 障害があることを証明する書類

(エ) 調査書(高等学校等を卒業した後5年以上を経過した場合にあっては、志願理由書)

イ 出願の手続

(ア) 出願に要する書類の提出期間は、令和5(2023)年2月20日(月)及び同月21日(火)とする。

(イ) 志願者は、アの(ア)~(ウ)の書類を在学又は出身の高等学校等の校長に提出し、高等学校等の校長は、提出されたものにアの(エ)の書類を添えて、盲学校の校長に提出するものとする。ただし、高等学校等を卒業した後5年以上を経過した志願者は、志願者本人がアの書類を盲学校の校長に直接提出するものとする。

(4) 学力検査等

ア 学力検査

学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)について行う。

イ その他必要な検査

ウ 面接

(5) 学力検査等の期日及び会場

学力検査等の期日は、令和5(2023)年3月8日(水)とし、会場は、盲学校とする。

(6) 入学者の選抜

入学者の選抜は、高等学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績その他必要な検査の結果、面接の結果等を資料として行うものとする。

(7) 合格者の発表

合格者の発表日は、令和5(2023)年3月14日(火)とする。

(8) 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

特別の事情により受検できなかった者の入学者選抜については、別に取り扱うものとする。

第2 幼稚部の入学者選抜について

1 入学志願資格

盲学校又は聾学校の幼稚部に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる障害の程度の視覚障害者又は聴覚障害者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 盲学校においては、平成29(2017)年4月2日から平成31(2019)年4月1日までに生まれた幼児

(2) 聾学校においては、平成29(2017)年4月2日から令和2(2020)年4月1日までに生まれた幼児

2 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

3 出願

(1) 出願に要する書類

ア 入学願書

- イ 受検票  
ウ 障害があることを証明する書類
- (2) 出願の手続  
ア 出願に要する書類の提出期間は、令和5(2023)年2月20日(月)及び同月21日(火)とする。  
イ 保護者は(1)の書類を志願先の盲学校又は聾学校の校長に直接提出するものとする。
- 4 面接等  
(1) 面接  
(2) 必要な検査
- 5 面接等の期日及び会場  
面接等の期日は、令和5(2023)年3月8日(水)とし、会場は、志願先の盲学校又は聾学校とする。
- 6 入学者の選抜  
入学者の選抜は、面接及び必要な検査の結果等を資料として行うものとする。
- 7 合格者の発表  
合格者の発表日は、令和5(2023)年3月14日(火)とする。
- 8 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置  
特別の事情により受検できなかった者の入学者選抜については、別に取り扱うものとする。
- (特別支援教育室)

## 選挙管理委員会

### 栃木県選挙管理委員会告示第13号

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、令和4(2022)年4月1日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により公表する。

令和4(2022)年4月15日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊藤 勤

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
鈴木利二を励ます会	鈴木 新平	古口 行夫	栃木県塩谷郡高根沢町亀梨530
角田良博後援会	角田 良博	増谷 恵美子	栃木県小山市高橋1209
日本職能力開発推進協議会	加藤 雅明	赤羽 恵	栃木県宇都宮市錦2-3-3
豊政会	伊藤 豊美	谷 健一	栃木県那須塩原市三本木440-1
むぎくら竹明後援会	麦倉 竹明	保坂 昌宏	栃木県真岡市久下田西3-10

## 調達等公告

### ○随意契約に関する公示

次のとおり随意契約について公示する。

令和4(2022)年4月15日

栃木県知事 福田 富一

- 購入物品及び数量 栃木県震度情報ネットワークシステム機器 一式
- 仮契約の予定日 令和4(2022)年5月9日
- 随意契約によることとする理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号

4 随意契約を予定している相手方の名称

国際計測器株式会社

5 契約に関する事務を担当する課の名称等

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県県民生活部危機管理課危機・防災情報担当  
電話 028-623-2133

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Equipment for the Tochigi Prefectural Seismic Intensity Information Network 1 set

(2) Expected date of Provisional contract:

May 9, 2022

(3) Reasons for the use single tendering procedures

By the Government Procurement of Products and Specified Service in Local Government Entities  
(Japanese Government Ordinance No. 372 of 1995) Article 11, Sub-Section 1, Paragraph 2

(4) Information is available at:

Crisis and disaster prevention information charge,  
Crisis Management Division,  
Department of Public Safety and Community Affairs,  
Tochigi Prefectural  
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501  
TEL 028-623-2133

(危機管理課)